

紀州語り部ガイド時における新型コロナウイルス対応ガイドライン

令和2年6月1日策定
(公社)和歌山県観光連盟

1. 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、紀州語り部(以下、「語り部」という。)が行う案内(=ガイド時)における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理するものである。

本ガイドラインでは、提言4.(2)「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」における留意点及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関する(令和2年5月4日付事務連絡)(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)」を参考に、場面ごとに具体的な感染予防対策を規定している。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜各語り部事務局にて改訂を行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

語り部は、お客様をご案内する際、語り部自身の健康状態を確認すると共に、お客様の健康状態を確認した上で、ご案内が可能かお客様と語り部で調整する。

また、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが特に高いと考えられ、本ガイドラインは、①②③の各状況を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを趣旨とする。

3. 具体的な感染予防対策

① 感染予防対策について

語り部は、以下のいずれかに該当するお客様がいる場合は、ご案内出来ない。

また、語り部自身も以下のいずれかに該当する場合は、ご案内出来ない。

- ・発熱・咳・下痢・倦怠感等の症状や味覚・臭覚の異常がある者。

- ・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者またはその者と濃厚接触がある者。

- ・同居家族や身近な知人の感染が疑われる者
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者(以下、「有症状者等」という。)

② 語り部の感染予防策

・語り部のマスク等の着用や手指の消毒を徹底すること。

- ・語り部自身の検温はできるだけ毎日行い、ご案内する際は、可能な限りマスクまたはフェイスシールドを着用し手指の消毒を行うこと。また、発熱など感染の疑いがあると考えられる症状がある場合は人との接触を控え、直ちに各語り部事務局や各市町村役場(観光部局)に相談し、保健所等へ連絡を行うこと。

・語り部の意識向上。

- ・各語り部メンバーに対し、感染予防策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促すこと。例えば、これまでの新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人の接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行うこと。

・お客様の身元や健康状態を確認しておくこと。

- ・語り部予約時、お客様の住所・電話番号や全体の旅行行程の詳細を可能な限り確認すると共に、可能な範囲で前日にお客様に連絡し、体温チェック等健康状態を確認しておくこと。
※ご案内前日及び当日に、下記症状がある場合ご案内出来ない旨をお客様に理解いただくこと。

- ①風邪の症状(くしゃみや咳が出る)や37.5度以上の熱がある方
- ②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある方
- ③咳、痰、胸部不快感がある方
- ④臭覚・味覚に異常を感じる方
- ⑤その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方

・お客様へ感染予防対策の周知等を行うこと。

- ・語り部予約時、お客様には旅行時の感染予防対策を周知・啓発し、対策実行の理解と協力を依頼すること。

・お客様へご案内の人数制限の理解を促すこと。

- ・語り部予約時、接触防止の観点から、お客様には語り部1名に対してのご案内人数に制限がある旨を説明し理解を促すこと。

・お客様のマスク等や手指の消毒液を用意しておくこと。

- ・ご案内する前、お客様がマスク等を持参されなかった場合を想定し、語り部事務局でマスクまたはフェイスシールドや手指の消毒液を事前に用意し持参しておくこと。

・お客様の健康状態を確認すること。

- ・ご案内する前、お客様の健康状態を確認し、可能な限り体温チェックを行うこと。
- ・お客様が体調不良の場合は、案内中止を促し、状況により医療機関等を紹介すること。

・お客様へのマスク等着用や消毒のお願いをすること。

- ・ご案内する前、可能な限りマスク等着用や消毒をお願いすること。

・お客様との接触を避けること。

- ・ご案内時の対人距離を可能な限り2m(最低1m)確保し、可能な限り対面を避け拡声器等を使用し大声でご案内しないこと。
- ・お客様同士の間隔を可能な限り2m(最低1m)離すなどし、語り部1人あたりご案内するお客様の人数を適正にすること。

(3) 屋内でのご案内について

- ・お客様には、屋内では、可能な限りマスク着用を促すこと。
- ・お客様には、飛沫感染の観点から、私語は必要最低限にとどめるよう促すこと。
- ・ご案内時、可能な限り対面を避け、拡声器等を使用し大声でご案内しないこと。
- ・施設など屋内でのご案内においては、ご案内の人数は可能な限り最小限に限定することとし、施設の広さを考慮して「密」を作らない状況でご案内を行うこと。
- ・屋内でのご案内後は、事前に施設管理者と協議した上で、お客様が触れるなど接触が多かった部分(ドアや展示物等)の消毒を依頼すること。

(4) 屋外でのご案内について

- ・お客様には、屋外では、可能な限りマスク着用を促すこと。
- ・お客様には、飛沫感染の観点から、必要最低限の私語にとどめるよう促すこと。
- ・ご案内時、可能な限り対面を避け、拡声器等を使用し大声でご案内しないこと。
- ・ご案内を伴うお客様との移動(バス等乗車)に関しては、最小限にとどめ、窓を開けるなど必ず換気をしながら移動すること。
- ・ご案内を伴うお客様との移動(バス等乗車)に関しては、密を避けるようにし、手洗い、除菌、マスク等の予防対策を必ず行うこと。

(5) ご案内中に感染が疑われる事案が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる事案が発生した場合、直ちに案内を中止し、当該お客様の隔離等の対応を行った後に、共有した物などを消毒するとともに、必ず語り部事務局や市役所・町村役場(観光部局)に相談し、保健所等へ連絡すること。

(6) 海外からのお客様について

- ・海外からのお客様に関しては、原則国内のお客様のガイドラインに沿って、対応すること。

【留意点】

※ 令和2年度の熱中症予防行動について(令和2年5月26日付)【抜粋】

環境省大臣官房環境保健部環境安全課・厚生労働省健康局健康課

2 熱中症予防行動の留意点

(1) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

- 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにしましょう。
- マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渴いていなくてもこまめに水分補給を心掛けるようにしましょう。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩することも必要です。

紀州語り部ガイド時ににおける 新型コロナウイルス対応ガイドライン

＜紀州語り部の感染予防策＞含め

	語り部	お客様
予約時	<ul style="list-style-type: none">・お客様の身元や健康状態の確認・お客様へ感染予防対策を周知する・お客様内への人数制限やご案内出来ない場合の理解を促す	<ul style="list-style-type: none">・左記について理解
ご案内前 (前日まで)	<ul style="list-style-type: none">・マスク等、消毒液の用意・自身の健康状態の確認・お客様の健康状態の確認(電話等で確認)	<ul style="list-style-type: none">・マスク等、消毒液の用意・健康状態を確認
ご案内前 (当日、出発前)	<ul style="list-style-type: none">・マスク等の用意、着用(可能な限り)・消毒液の用意、消毒の徹底	<ul style="list-style-type: none">・健康状態を確認・マスク等着用(可能な限り)・消毒の徹底
ご案内時	<ul style="list-style-type: none">・マスク等着用(可能な限り)・お客様との間隔を可能な限り2m(最低1m)程度あける・お客様同士の間隔を可能な限り2m(最低1m)程度あける・対面を避け扩声器等を使用し大声でのご案内を控える・こまめな水分補給の声がけ	<ul style="list-style-type: none">・マスク等着用(可能な限り)・私語を控える(可能な限り)・お客様同士の間隔を可能な限り2m(最低1m)程度あける・こまめな水分補給

【その他】

- ◎語り部のマスク等の着用や手指の消毒を徹底すること。
- ・語り部自身の検温はできるだけ毎日行い、ご案内する際は、可能な限りマスク等を着用し手指の消毒を行うこと。また、発熱など感染の症状の疑いがあると考へられる症状がある場合は人との接触を控え、直ちに語り部事務局や市役所・町村役場(観光部局)に相談し、保健所等へ連絡を行うこと。
- ◎語り部の意識向上
- ・各語り部メンバーに対し、感染予防策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促すこと。例えば、これまでの新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行うこと。

※本ガイドラインは、紀州語り部(以下、「語り部」という)が行う案内(=ガイド時)における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理するものです。実際の運用にあたつては各語り部事務局(または語り部)の実情に沿った形で運用をお願いします。

※ 令和2年度の熱中症予防行動について(令和2年5月26日付)【抜粋】

環境省大臣官房環境保健部環境安全課・厚生労働省健康局健康課

2. 热中症予防行動の留意点

(1) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

- 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにしましょう。

- マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渴いていないくともこまめに水分補給を心掛けるようにしましょう。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩することも必要です。